

国見町告示第 16 号

国見町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 9 日

国見町長 村 上 利 通

国見町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 34条の15第 1 項の規定に基づく乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、法、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（令和 7 年 3 月 31 日こ成保第257号こども家庭庁成育局長通知）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第 2 条 事業の実施主体は、国見町とする。ただし、町長は、適切な事業運営を行うことができるものと認められる者（以下「事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

（実施場所及び利用定員）

第 3 条 本事業を実施する施設は、国見町立藤田保育所とする。

2 事業者が事業の全部又は一部を委託する場合における事業の実施場所は、前項に定めるもののほか、事業者が運営する施設とすることができる。この場合において、その利用定員は、事業者が町と協議の上、別に定めるものとする。

（対象乳児等）

第 4 条 本事業の対象は、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園又は企業主導型保育施設に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満までの乳児又は幼児（以下「対象乳児等」という。）であって、当該対象乳児等について住所地の市区

町村長が行う乳児等通園支援事業の利用に係る認定を受けているものとする。

(実施時間及び休日)

第5条 本事業の実施時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、第2条ただし書の規定により事業者に事業の全部又は一部を委託する場合には、事業者が町と協議の上、別に定めるものとする。

(1) 実施時間 午前9時00分から午前4時00分まで

(2) 休日 国見町保育所の管理及び運営に関する規則（昭和53年規則第13号）第7条に規定する休日（以下「休日」という。）及び町長が特に必要と認めた日

(利用時間)

第6条 乳児等通園支援事業の利用時間は、1時間を単位とし、対象乳児等1人1月につき10時間を限度とする。

(利用定員)

第7条 本事業の利用定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員
0歳児	1名
1歳児	1名
2歳児	1名

2 町長は、申込みが利用定員を超える場合は、対象乳児等の年齢、利用状況その他の事情を考慮し、利用の調整を行うことができるものとする。

(利用の申込み等)

第8条 本事業を利用しようとする対象乳児等の保護者は、あらかじめ第3条に規定する実施施設に申し込まなければならない。

2 本事業を初めて利用しようとする対象乳児等の保護者は、利用しようとする日の2週間前までに、当該実施施設において面談を受けなければならない。

3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。

4 前項の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該決定を受けた利用日（以下「利用日」という。）に本事業を利用することができなくなったときは、利用日の1日（休日を除く。）前の午後4時までに町長に申し出な

なければならない。

(費用負担)

第9条 利用者(前条第4項の規定による申出をした者を除く。)は、事業に要する費用の一部として対象乳児等1人につき、事業の利用時間1時間当たり300円の利用者負担金(以下「負担金」という。)を納付しなければならない。

(費用の免除)

第10条 町長は、利用者が負担すべき利用者負担費用について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 利用日において、利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定するによる被保護者である場合 対象乳児等1人当たり1時間につき
300円

(2) 利用日において、利用者及び当該利用者と同一世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により市町村民税を課されない者である場合(前号に掲げる場合を除く。) 対象乳児等1人当たり1時間につき 240円

(3) 利用日において、利用者及び当該利用者と同一世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下「市町村民税所得割合算額」という。)が77,101円未満である場合(前2号に掲げる場合を除く。) 対象乳児等1人当たり1時間につき 210円

(4) 利用者が国見町要保護児童対策地域協議会設置運営要綱(平成31年告示第4号)第1条の要保護児童対策地域協議会に登録されている同条の要支援児童又は要保護児童のいる世帯その他町長が特に支援を要すると認めた世帯に属する場合(前3号に掲げる場合を除く。)であって、町長が当該児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ本事業の利用を促し、かつ、利用者負担費用を軽減することが適当であると認めたとき 対象乳児等1人当たり1時間につき 150円

2 負担金の免除を受けようとする利用者は、前項各号のいずれかに該当する世帯であることを証する書類を町長に提出しなければならない。ただし、利用者の同意の下に町において同項各号のいずれかに該当する世帯であることを確認することが

できる場合は、この限りでない。

3 町長は、負担金の免除を決定したときは、利用者に通知するものとする。

(健康状態の確認)

第11条 町長は、本事業の利用に当たり、対象乳児等の健康状態その他必要な事項について、保護者から報告を求めることができる。

2 町長は、対象乳児等が感染症その他の疾病により集団保育に適さないと認めるときは、本事業の利用を制限することができる。

(利用の停止)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の利用を停止し、又は利用の決定を取り消すことができる。

(1) 対象乳児等又は利用者がこの告示又は職員の指示に従わないとき。

(2) 対象乳児等が集団生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(4) その他町長が本事業の運営上適当でないとき。

(電子情報処理組織の使用)

第13条 第8条第2項の規定による申し込み、同条第3項の規定による通知及び第10条第3項の規定による通知は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(個人情報の保護)

第14条 事業に従事する者は、個人情報の保護に留意するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を退いた後も、同様とする。

2 町長は、事業者が事業の全部又は一部を委託したときは、個人情報の保護を遵守させるよう事業者を指導しなければならない。

(補足)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。